

**人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業**

**公募要領**

**令和8年4月**

**厚生労働省**

# 人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業 公募要領

## 1 総則

今後の持続的な看護人材の確保のためには、看護師等養成所における、総合的な学生確保策の推進や、安定的な運営、教育の質の維持向上のための既存の施設設備及び教員の有効活用等が必要となる。そこで、教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提とした多様なメディアを利用した授業形態（以下、「遠隔授業」という。）の実施や、受講する場として、本校の他の異なる教室（以下、「サテライト施設」という。）の設置等に資する取組を支援するため、本要領により人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業の実施者の公募を行う。

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、令和8年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っている。採択・執行に当たっては、国会での令和8年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得る。

## 2 事業の目的

少子化に伴う18歳人口の減少により、看護師等養成所への入学者数の減少、定員充足率の低下が顕著であり、学生不足が課題となっている。今後の持続的な看護人材の確保のためには、多様な学生のニーズに合った魅力的な学習環境の整備による総合的な学生確保策の推進が必要である。一方、看護師等養成所の安定的な運営や教育の質の維持向上のためには、既存の施設設備及び教員の有効活用を図ることと同時に、各教員の業務負担の軽減を図ることも必要である。そこで、看護師等養成所における遠隔授業の推進を図るための養成所の取り組みに対して支援を行い、多様な背景を持つ学生のニーズにあった魅力的な学習環境の整備による総合的な学生確保、そして、既存の施設設備及び教員の有効活用、各教員の授業準備にかかる業務負担の軽減等を行うことにより看護師等養成所において持続的に看護人材を養成することを目的とする。

## 3 実施主体

実施主体は、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条、第18条に基づき指定された看護師等養成所（以下、「養成所」という。）とする。

また、直近3年の当該養成所の卒業生のうち、2/3以上が当該養成所の所在する都道府県の医療機関等に就業し、かつ同一都道府県の過疎地域・離島に所在する医療機関等に就業している実績がある養成所を優先して選定する。

実施主体は複数の養成所と連携して応募する事を可能とし、その場合の申請に当たっては、主たる取組の実施主体（以下、「代表養成所」という。）を1箇所決定し、

その代表養成所が申請を行うこととする。また、代表養成所と連携して取組を実施する養成所（以下、「連携養成所」という。）は、代表養成所と協力して事業を進めることになるため、代表養成所と連携養成所はよく協議を行った上で申請すること。

## 4 事業内容

### (1) 実施体制の整備

養成所において、遠隔授業又はサテライト施設設置に資する具体的な取組内容・必要な手順等を記載した「遠隔授業又はサテライト施設設置計画」の策定、計画に即した取組の実施等を遂行するために必要な実施体制を整備すること。具体的には、全体の責任者、教育部門の責任者、運用に携わる教員、事務部門等が参画した事業の実施体制を整備すること。

複数の養成所が連携して応募する場合には、代表養成所において、「遠隔授業又はサテライト施設設置計画」の全体を管理する統括責任者を置くことに加えて、代表養成所及び連携養成所それぞれに事業実施責任者を配置した実施体制を整備すること。代表養成所と連携養成所は、定期的に情報共有を図り、適宜運営方法・実施方法を見直すなど連携して効果的な事業実施に努めること。

また、計画の策定・推進にあたっては、都道府県との相談体制を整えること。

### (2) 「遠隔授業又はサテライト施設設置計画」の策定及び「遠隔授業又はサテライト施設設置計画」に基づく取組の実施

養成所において、遠隔授業又はサテライト施設設置に資する具体的な取組内容・必要な手順等を記載した「遠隔授業又はサテライト施設設置計画」の策定を行い、計画に沿った取組を実施する。計画には、次の①～⑤の内容が全て記載されていること。

- ① 改善が必要な養成所の状況や教務に係る業務上の課題
- ② 課題解決に向けた遠隔授業又はサテライト施設設置の目的、期待される効果
- ③ 次の（ア）、（イ）の取組例を参考とした具体的な遠隔授業又はサテライト施設設置の方法
  - （ア）遠隔授業又はサテライト施設設置に必要な設備の導入
  - （イ）遠隔授業又はサテライト施設設置に必要な養成所間の講義内容の調整
- ④ 取組のスケジュール
- ⑤ 遠隔授業又はサテライト施設設置をした場合の導入効果を測定する具体的な指標（費用対効果の指標を含む）

### (3) データ提供と養成所の遠隔授業又はサテライト施設設置に関する報告会への参画・協力

遠隔授業又はサテライト施設設置を行う上での課題や遠隔授業又はサテライト施設設置の具体的な方法、導入による効果に関するデータの収集を実施すること。収集したデータは、厚生労働省医政局看護課が委託する事業者（以下、「委託事業者」という。）へ提供すること。

遠隔授業又はサテライト施設設置に関する事例集の作成を目的として、委託事業者が設置する遠隔授業又はサテライト施設設置に関する報告会に参画し、データ提供に対する委託事業者からのフィードバックの結果等を基に遠隔授業又はサテライト施設設置に関する報告会において取組の進捗状況や導入効果等を報告すること。その他、必要なデータ提供や意見聴取への協力等を行うこと。

#### (4) 報告書の作成

「遠隔授業又はサテライト施設設置計画」に基づく取組を実践し、「遠隔授業又はサテライト施設設置計画」に沿って実践された具体的な取組内容及びその取組の過程で発生した課題やその課題の解決方法、遠隔授業又はサテライト施設設置にかかる費用、導入効果等についてまとめた報告書を作成し、別途指定する期日（令和9年1月下旬頃を予定）までに厚生労働省医政局看護課に提出する。報告書には、他の養成所の取組の参考となるよう、取組のポイント等を分かり易く示すこと。報告書のフォーマットは別途指定する。

#### (5) その他

事業実施後に、他の養成所から見学希望があった際には、モデル校として、可能な限り見学を受け入れたうえで本事業で取り組んだ事例の照会を行い、他の養成所における遠隔授業及びサテライト施設設置の推進に協力すること。

## 5 留意事項

### (1) 応募者に関する諸条件

本事業への応募者（複数の養成所が連携して応募する場合には、代表養成所・連携養成所いずれも）は、次の条件を全て満たす必要がある。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 過去に民事再生法を適用したことがないこと。また、看護師等養成所においては、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」を遵守していること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式2）を提出すること。

## (2) 業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従うこと。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

## (3) 個人情報等

本事業の実施上取得した個人情報等については、その全てを厳重に管理するとともに次の①～③の事項を含め個人情報保護法を遵守すること。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の利用目的には一切利用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- ③ 次のア～キに掲げる事項を本事業の開始までに定めること。
  - ア 個人情報の取扱いに係る基本方針の策定
  - イ 個人情報の取得、利用、保存、点検及び監査に関する規程等
  - ウ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任等の組織的安全管理措置
  - エ 個人情報を適切に取扱うための従業員の教育及び規程等に違反した従事者に対する処分等の人的安全管理措置
  - オ 個人情報の取扱いに関するセキュリティ管理等の物理的安全管理措置
  - カ 情報システムを使用して個人情報を取扱う場合は技術的安全管理措置
  - キ 委託先の監督

## 6 事業期間

事業期間は、令和8年4月1日又は実施者として選定された日のいずれか遅い日から令和9年3月31日までとする。

## 7 実施者の選定について

### (1) 評価の方法

実施者の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募者に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

評価に当たっては、看護現場における人口減少社会の看護師等養成所における遠

隔授業推進支援事業実施者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、応募者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、原則として6者（予定）を実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

## （2）評価の手順

評価は、次の①～④の手順により実施する。

### ① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価する。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外する。

### ② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

### ③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能。）に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募者のみ実施する場合もある。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なす。

### ④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施者を選定する。

## （3）評価の観点

評価の観点は、次の①～⑤のとおり。

① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。

② 事業内容が事業目的と合致しているか。

③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。

④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。

⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

## （4）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募者に対して通知する予定である。

## 8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付する。

本事業に係る補助金の交付については以下のとおりであり、対象とする経費は、「4事業内容」に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費に限る。

また、複数の養成所が連携して応募する場合、補助金の申請は連携養成所が必要な経費についても一括して代表養成所が申請し、交付するものとする。

なお、本事業の補助金は精算払いとし、基準額を超えた金額については、実施者（複数の養成所が連携して応募する場合は、代表養成所又は連携養成所）の負担となる。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによる。

（補助率）定額

（基準額）13,333千円（上限額）

（採択件数）6件（予定）

## 9 応募方法等

### （1）企画書の作成及び提出

「人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成すること。

### （2）応募方法

#### ① 提出期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月27日（水）（必着）

#### ② 提出先

提出書類一式の電子データを、以下のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。提出後、1営業日以内に同メールアドレスより受領連絡がない場合は、看護課事業調整係まで電話にて連絡すること。

メールの件名は必ず「【提出】人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業企画書（団体名）」とすること。

提出先：[kango-jigyo@mhlw.go.jp](mailto:kango-jigyo@mhlw.go.jp)

#### ③ 問い合わせ先

照会は電子メール又は電話にて行うこととする。

電子メールで照会を行う場合は、提出先メールアドレス宛に、件名を「【照会】人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業（団体名）」として送付すること。

電話で照会を行う場合は、以下の問い合わせ先に、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く。）の時間内に行うこと。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係  
03-5253-1111（4195）

#### ④ 提出書類

ア 「人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業企画書」  
次の（ア）、（イ）をそれぞれ提出すること。

（ア）正本

黒塗りしていないもの（Word・Excel 形式及び PDF 形式）

（イ）副本

団体名や住所など応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの（PDF 形式）

イ 応募者（複数の養成所が連携して応募する場合は代表養成所）の概要が分かる資料

（ア）パンフレット等

（イ）定款又は寄附行為

（ウ）直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ 応募者（複数の養成所が連携して応募する場合は代表養成所）がワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の（ア）～（ウ）の認定を受けている場合には、その通知書（写）

（ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

（イ）次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

（ウ）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

エ その他必要な資料

※不備等がある場合は、評価の対象外とする可能性があるため、公募要領を熟読して作成すること。

※提出後の応募者の都合による書類の差し替えは原則不可とする。